

下水道は、みんなの財産

下水道施設の機能を保護するために、一人ひとりがルールを守り、「正しい使い方」をしましょう。

油は流さないで

揚げ物などに使用した油は、下水道管の中で冷えて固まり、つまりや悪臭の原因となったり、処理場の浄化機能を低下させます。

フライパンや天ぷらなべ等を洗うときは廃油を別容器に移し、一度紙等

でふき取ってから洗いましょう。油をふき取った紙類は、燃えるゴミになります。

また、別容器にとった廃油は、新聞紙・布等に染み込ませて燃えるごみとして出すなど、指定する方法で処理しましょう。

飲食店等の皆様へ

グリース阻集器（グリーストラップ）の清掃はしていますか？



グリース阻集器は、水と油の比重差を利用して油脂分を浮上させ、分離・貯留する仕組みとなっています。阻集機能を維持するため、阻集されたゴミや油脂などの清掃を定期的、かつ確実に実施してください。

（グリース阻集器とは、飲食店の厨房等に設置され、その排水から脂分を取り除く装置です。）

問合せ先

地域整備課下水道室
☎ 68-5540

定期的な清掃が大切

グリース阻集器を清掃しないと...

脂分を除去する能力が低下し、そのまま流れた脂分が途中で冷えて固まり管が閉塞する原因となります。

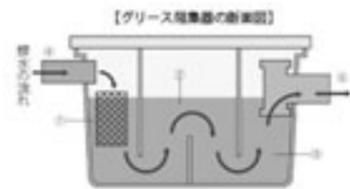
保守・管理を正しく行わずに下水道本管が詰まった場合は、復旧費用を負担していただく場合があります。



▲下水道(マンホール)の中で固まった油



▲正常な下水道(マンホール)



回数	清掃箇所	清掃周期(標準)
①	バスケット	1回/毎日
②	槽内浮上油膜分	1回/1週間
③	槽内全体	1回/1ヵ月
④	流入口	1回/2~3ヵ月
⑤	流出トラップ	1回/2~3ヵ月

※清掃周期は使用状況に合わせて行ってください。

お知らせ

秋季全国火災予防運動 火災に注意

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、全国一斉に火災予防運動が実施されます。

家庭や職場で、防火について話し合い、火災予防に努めましょう。

【期間】

11月9日(日)～15日(土)

【防火標語】

火のしまつ

君がしなくて 誰がする

また、火災予防運動期間中に伯耆町消防団の非常呼集訓練を行います。

訓練の際には、サイレンを鳴らしますので、火災と間違えられないようお願いいたします。

【問合せ先】

総務課 ☎ 68-3111

鳥取県最低賃金

1時間629円に

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用、臨時、アルバイトなどの雇用形態に関係なく、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働および深夜労働の割増料金

※電気機械器具等製造業（略称）と各種商品小売業は、鳥取県最低賃金とは別に産業別最低賃金が決められています。

【問合せ先】

鳥取県労働局労働基準部賃金室
☎ 0857-29-1705
米子労働基準監督署
☎ 0859-34-2231

特別慰労品の請求は お済ですか？

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の本人に、特別慰労品を贈呈しています。なお、ご遺族の方は対象となりません。

引揚者は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活し、戦後引き揚げてきた家族全員が対象となります。

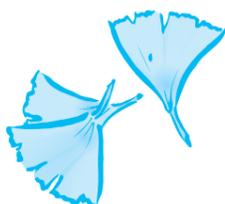
請求書等は本庁舎総合福祉課または、分庁舎なのはな生活課にあります。

請求期限は平成21年3月31日までとなっています。

未請求の方は、早急に申請してください。

【問合せ先】

独立行政法人
平和祈念事業特別基金
☎ 0120-234-933



住宅用火災警報器 ついてますか

住宅用火災警報器は、消防法で設置が義務付けられ、伯耆町では、平成23年5月1日までに各家庭で寝室などに設置するようになっています。

住宅火災による死者数を見ると、就寝中に火災が発生し、気づかず亡くなる場合が多いようです。火災警報器は、火災の発生を音などで、いち早く知らせるため逃げ遅れ防止に効果的です。

【問合せ先】

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局予防課
☎ 35-1954

お詫びと訂正

広報ほうき10月号の5頁「はなのおせんべい」の記事に誤りがありました。

「消費期限 開封後2年」と記載していますが「賞味期限 6ヶ月」の誤りでした。お詫びのうえ訂正します。

11月10日(月)は、ノーレジ袋デー

鳥取県は、事業者、消費者団体、行政が一体となって、環境にやさしいライフスタイルへの第一歩として、協賛店舗でのレジ袋配布を原則行わない「ノーレジ袋デー」を県下統一で行います。

レジ袋の削減は、CO2排出量削減や原油資源節約、ごみの減量などの効果が期待できます。買い物はマイバック持参で出かけましょう。

問合せ先 地域整備課環境整備室 ☎ 68-5539



▲協賛店舗の目印